

令和 8 年度大町市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての部署に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法第 123 号）に基づく事業所等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
 - ② 重度障害者多数雇用事業所（次のア～ウの条件を全て満たすもの）
 - ア 障害者の雇用人数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ウ 雇用障害者のうちに重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計の人数の割合が 30% 以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

② 在宅就業障害者等に対する援助の業務を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ア 事務用品
- イ 食料品
- ウ 小物雑貨
- エ 日用品
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業
- イ 清掃作業
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

年間の調達目標は、180万円とする。

7 調達の推進方針

- (1) 福祉課は障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各課等へ情報提供を行う。
- (2) 各課等は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意し、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。
- (3) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の特性等に配慮し、十分な説明に努めるとともに、履行期間や発注量について考慮するものとする。
- (4) 物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び市財務規則に従い、随意契約を活用しながら調達の推進に努めるものとする。

8 調達方針の公表

調達方針を定めた時は、市ホームページで公表するものとする。

9 調達実績の公表

調達実績については毎年度公表するものとする。